

## 山形県社会福祉事業団行動計画

女性職員が、より一層その能力を発揮し、職業生活において活躍することを推進するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの2年間

2 当法人の課題

当法人では、現在、出産をした女性職員の大半が育児休業を取得しており、仕事と家庭の両立という点において、一定程度、職場風土は醸成されているところであるが、その一方で男性職員の育児休業の取得率は低い水準にある。このことから、男性労働者の育児参画の促進を図ることにより、これまで以上に、男女がともに、仕事と子育てを両立することができる職場環境を目指し、職員が、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図るものである。

3 目標と取組内容・実施時期

目標1 男性の育児休業の取得促進を図り、計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：計画期間内に1人以上取得すること。

(契約職職員及び非常勤嘱託職員を含む。)

目標2 育児時間の取得しやすい職場環境の醸成

<取組内容(目標1・2共通)>

○ 平成28年4月～

男性職員の育児参加を促進するため、職場と家庭の両立支援の観点から制度の周知・啓蒙に努める。

(具体的な取組内容)

- ・ 法人内の施設長研修、新規採用職員説明会等を活用した制度の周知
- ・ リーフレットを用いた周知・啓蒙
- ・ 育児休業代替臨時的採用職員の配置による育児休業の取得促進
- ・ 育児時間代替職員の配置による育児時間の取得促進

○ 平成29年10月～

効果の測定・評価及び次期計画の策定